

知識等習得コースのうちデジタル訓練促進費対象コース (デジタル資格コース、DX 推進スキル標準対応コース)

1 デジタル分野の訓練内容

ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等(以下、「デジタル分野」という。)に係る技能等を付与する訓練コースとする。

2 デジタル資格コースについて

知識等習得コースとして、令和8年3月31日までに開講するものであって、次のいずれかに該当する訓練コースは、資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率に応じて、デジタル訓練促進費を支払うものとする。

(1) IT 関係資格コース(IT スキル標準(ITSS)レベル1以上の資格取得を目指すコース)

IT スキル標準(ITSS)で定めるレベル1以上の資格(NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載のある資格のみ。)取得を目指す訓練コースとし、この旨を訓練生募集案内等に明記するものとする。

なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

※当該マップ(最新版:Ver12.1)について、HP 掲載が制限されているため、配付を希望する場合は、学院へお申し出下さい。

(2) WEB デザイン関係資格コース(WEB デザイン関係の資格取得を目指すコース)

仕様書別紙5-2に記載した資格取得を目指す訓練コースとし、この旨を訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資格取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

(3) 資格取得率

ア 2(1)については、資格取得率を25%以上とする。

イ 2(2)については、資格取得率を50%以上とする。

ウ 資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

《資格取得率》

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{(訓練修了者+就職のために中退した新規資格取得者)}} \times 100$$

※ 「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3箇月以内(就職のために中退した者については中退日まで)に取得した者とする。

ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数え

る。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

(4) デジタル訓練促進費就職率

デジタル訓練促進費就職率は70%以上とする。なお、デジタル訓練促進費就職率の算定方法は、「就職支援経費就職率」の算出方法と同様とする。

(5) デジタル訓練促進費の支払い方法については、仕様書別紙9のとおり。

(6) 資格取得状況の把握及び報告について

契約書別紙 10「訓練受講修了者の就職状況の把握及び資格取得状況の把握及び報告」で定める期限までに、「デジタル資格取得状況報告書」(仕様書様式第 40 号)により、学院へ報告すること。

3 DX 推進スキル標準対応コースについて

デジタル分野に係る技能等を付与する訓練のうち、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が策定する「DX 推進スキル標準」に対応した訓練について、知識等習得コースとして、令和8年3月31日までに開講するものであって、下記(1)の要件を満たす訓練について、DX 推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費を支払うものとする。

(1) DX 推進スキル標準対応コース

「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が訓練科目に盛り込まれたコースとする(1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない)。

(2) 訓練科目についての DX 推進スキル標準対応の確認

企画提案の際に、「スキル項目・学習項目チェックシート」(仕様書様式第 15 号)を提出すること。これに加えて、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。

(3) デジタル資格コースとの併設について

上記2の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、上記2の要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、DX 推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費を支払うものとする。